附属書　暫定的措置（南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の当初の暫定的措置を二千六年十月四日の委員会の決定により改正したもの）に関する保存措置第七号（二千六年）

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締約国は、

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約が、条約水域において、締約国の旗を掲げる漁船及び漁業調査船に関する当該締約国による旗国としての責任の効果的な遂行を強化するため、監視、検査、遵守及び取締りの制度の確立を予定していることを想起し、

南東大西洋漁業機関におけるこの制度が確立されるまでの間、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約附属書に規定する暫定的措置が適用されることに留意し、

締約国がその義務を効果的に履行することを可能とするため、南東大西洋漁業機関が必要な規制の遵守及び取締措置をとるべきであることを考慮して、

次のとおり協定した。

1　改正後の暫定的措置は、次のとおりとする。

許可を与えられた船舶に関する南東大西洋漁業機関の記録の作成

2　委員会は、この条約の対象となる種の漁獲を行う許可を与えられた漁船に関する南東大西洋漁業機関の記録を作成し、及び保持する。この措置の適用上、その記録に記載されていない漁船は、この条約の対象となる種について、漁獲を行い、船内に保持し、転載し、又は陸揚げする許可を与えられていないものとみなし、その漁船は、違法な、報告されない又は規制に服しない漁獲（以下「IUU漁獲」という。）を行っているものと判断される。

許可及び通報

3　各締約国は、条約水域において操業する許可を与えられる自国の船舶の表を、可能な場合には電子的手段により、二千七年七月一日までに、及びその後は毎年十二月一日までに事務局長に提出する。この表には、次の情報を含める。

(i)　船名、登録番号、従前の船名（判明している場合に限る。）及び船籍港

(ii)　従前の国旗（該当する場合に限る。）

(iii)　国際無線通信呼出符号（該当する場合に限る。）

(iv)　所有者の氏名及び住所

(v)　建造された場所及び時期

(vi)　船舶の種類

(vii)　長さ

(viii)　操業者（管理者）の氏名及び住所（該当する場合に限る。）

(ix)　漁法の種類

(x)　型深さ

(xi)　最大幅

(xii)　登録総トン数

(xiii)　主たる推進機関の出力

4　各締約国は、最初の南東大西洋漁業機関の記録の作成の後、当該記録への追加、当該記録からの削除又は当該記録についての修正が生じたときはいつでも、それを速やかに事務局長に通報する。

5　事務局長は、南東大西洋漁業機関の記録を保持し、及び締約国により付された秘密の取扱いに係る要件の範囲内において、電子的手段（南東大西洋漁業機関のウェブサイトに掲載することを含む。）を通じ、その記録の公表を確保するための措置をとる。

6　各締約国は、次のことを行う。

(a)　自国の船舶がこの条約及びこの条約の保存管理措置に基づく当該船舶についての要件及び責任を果たすことができる場合に限り、当該船舶に対して条約水域において操業する許可を与えること。

(b)　自国の船舶が、関連するすべての南東大西洋漁業機関の保存管理措置を遵守することを確保するために必要な措置をとること。

(c)　南東大西洋漁業機関の記録に記載される自国の船舶が、有効な船舶登録の証明書及び漁獲又は転載を行うための有効な許可証を船内に備え置くことを確保するために必要な措置をとること。

(d)　南東大西洋漁業機関の記録に記載される自国の船舶が、過去にIUU漁獲の活動を行った事実を有しないよう、又は当該船舶がそのような事実を有するときは、その新たな所有者が、従前の所有者及び操業者が当該船舶について法律上、利益配分上若しくは財務上の利害関係若しくは支配を有していない旨を示す十分な証拠を提供するよう、若しくはすべての関連する事実を考慮した上で当該船舶がIUU漁獲に従事しておらず、若しくは関連を有していないよう確保すること。

(e)　南東大西洋漁業機関の記録に記載される自国の船舶の所有者及び操業者が、条約水域において南東大西洋漁業機関の記録に記載されていない船舶が行う漁獲活動に従事しておらず、又は関連を有していないことを国内法に基づき可能な範囲内で確保すること。

(f)　南東大西洋漁業機関の記録に記載される船舶の所有者に対する規制及び懲戒措置を効果的に実施するため、当該所有者が旗国である締約国内の市民又は法人であることを国内法に基づき可能な範囲内で確保するために必要な措置をとること。

7　各締約国は、6の規定に従ってとる国内の行動及び措置（懲戒及び制裁措置を含む。）を検討し、その検討の結果を二千七年の委員会の会合時に、及びその後は毎年、開示に関する国内法に合致する方法により委員会に報告する。委員会は、その検討の結果を考慮しつつ、適当な場合には、南東大西洋漁業機関の保存管理措置の遵守を強化するため更なる行動をとることを要請する。

8　各締約国は、自国の関連法令に基づき、南東大西洋漁業機関の記録に記載されていない船舶がこの条約の対象となる種について、漁獲を行い、船内に保持し、転載し、及び陸揚げすることを禁止するための措置をとる。

9　各締約国は、南東大西洋漁業機関の記録に記載されていない船舶が、条約水域においてこの条約の対象となる種の漁獲又は転載に従事していることを疑うに足りる合理的な根拠を示す事実関係に関する情報を事務局長に通報する。

船舶の文書

10　各締約国は、次のことを行う。

(a)　自国の漁船及び漁業調査船が、それぞれ、自国の権限のある当局が発給し、及び認証した文書を船内に備え置くよう確保すること。当該文書には、少なくとも次のものを含める。

(i)　登録書

(ii)　漁獲を行うための又は漁業調査活動に従事するための免許、承認又は許可及びこれらに付される条件

(iii)　船名

(iv)　船籍港及び登録番号

(v)　国際無線通信呼出符号（該当する場合に限る。）

(vi)　所有者及び該当する場合には傭船者の氏名及び住所